

1-9-9-2

# JAPANESE LANGUAGE INSTITUTES IN JAPAN

## 日语教育设施要览

日本語教育施設要覧

ASSOCIATION FOR  
THE PROMOTION  
OF JAPANESE  
LANGUAGE  
EDUCATION

財団法人 日本語教育振興協会

(日本語版)

1..9..9..2

# JAPANESE LANGUAGE INSTITUTES IN JAPAN

## 日语教育设施要览

日本語教育施設要覧

ASSOCIATION FOR  
THE PROMOTION  
OF JAPANESE  
LANGUAGE  
EDUCATION

財団法人 日本語教育振興協会

(日本語版)

1992年度版 日本語教育施設要覧

発行者：財団法人日本語教育振興協会

〒164 東京都中野区東中野 4-7-18

岡藤ビル101号室

TEL：03-5386-0080

## はじめに



1992年度版日本語教育施設要覧が発刊のはこびとなりました。

当財団法人日本語教育振興協会は、日本語教育施設関係者の自主的な努力により、日本語を学習する外国人が安心して日本語を学習できる環境を設備するため、急速に増加している種々の形態の日本語教育施設の質の向上・充実を図ることを目的として、1989年5月に設立され、その後文部省、法務省及び外務省から財団法人としてその設立が認可されました。

当協会は、日本語教育を行うものとしてふさわしい施設の審査・認定事業をはじめとして、認定施設の概要を掲載した要覧の作成・配布、日本語教育教材の研究・開発、教員等研修会の開催及び就学生に対する入国在留に関する助言・生活指導の充実等、日本語教育施設の質的向上に資する事業を推進しています。

この要覧は、文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議の作成した「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、当協会が日本語教育を行うものとしてふさわしいとして1992年10月末までに認定した施設のうち、当協会の維持会員となっている施設ごとの概要説明を中心に掲載しています。

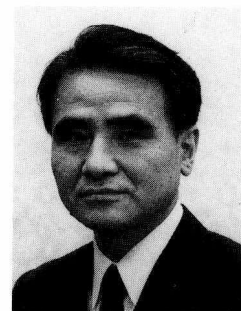
また、日本語教育施設に入学を希望する者の便宜を図るため、日本の教育制度や大学入学試験、日本語教育施設への出願、日本への入国の際注意すべき事項等を盛り込んでおりますので、参考にしていただきたいと思います。

この要覧が、日本において日本語を学習することを希望されている外国人の方々の良き道標となれば幸いです。

1992年12月

財団法人日本語教育振興協会  
会長 中川 秀 恭

## ご あ い さ つ



近年、日本と諸外国との交流の進展に伴い、世界各国において日本語の学習を希望される方々が増加し、また、その学習目的も多様なものとなってきております。

このような状況を背景として、日本国内において外国人を受入れ、日本語教育を行う施設も増加し、その教育内容や水準も極めて多様なものとなってきております。

このため、日本語教育の改善・充実に情熱を持っておられる日本語教育施設関係者及び日本語教育専門家の方々の御尽力により、1989年5月、日本語教育振興協会が発足し、日本語教育施設の審査・認定をはじめ日本語教育施設の質的向上のための様々な事業を推進されております。

当協会が行う日本語教育施設の審査に係る認定有効期間は3年間とされており、現在、初年度に認定された施設の認定の更新に係る再審査が行われておりますが、各日本語教育施設におかれては、従来の実績を踏まえて、日本語教育の一層の充実・向上が期待されているところです。

一方、一部の日本語教育施設の経営上の問題や就学生の不法就労等の社会的な問題もクローズアップされている状況であり、各施設における適正な運営と就学生の在籍管理の徹底に特段の御配慮をお願いいたします。

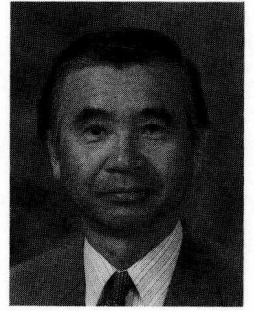
このたび、当協会の認定した維持会員施設の概要を紹介した「1992年版日本語教育施設要覧」が発行の運びとなりました。この要覧は、これから日本国内の日本語教育施設において日本語の学習を希望しておられる方々にとって誠に有用な資料であると考えられますので、この要覧が有効に活用され、日本語教育の推進の一助となることを期待いたします。

1992年12月

文部省学術国際局長

長谷川善一

## ご あ い さ つ



近年における我が国と諸外国との交流の拡大に伴い、外国の人々の日本に対する関心はとみに高まっています。とりわけ、日本語学習を目的として入国を希望する外国人は増えており、また、これを国内において受入れ、日本語教育を行う施設の数も増加しました。日本語教育振興協会では、施設の質的向上、就学生の適正な受入れ等を図るための事業として、初期に認定を受けた施設について、現在鋭意再審査を行っているところです。

日本語教育施設はその組織形態、教育方針等に様々なものがあり、日本語を真剣に学ぼうとする外国の人々にとっては、それぞれの具体的ニーズや個別の事情に見合った適切な教育施設を選ぶことが重要であり、そのためには豊富で正しい情報が必要であります。

日本語教育施設の活動内容が正しく外国人に理解されることは、日本語学習を目的とする外国の人々の適正な受入れを確保する上でも不可欠です。

本要覧には、日本語教育振興協会が公正な審査を行い認定した日本語教育施設が紹介されております。このような形で日本語教育施設についての情報が広く提供されることは、これから我が国で日本語を勉強しようとする外国の人々のため、さらには、国の内外の関係者、関係機関にとって有意義なことと考えます。

1992年12月

法務省入国管理局長

高 橋 雅 二

## こ あ い さ つ



国際社会における我が国の地位の向上及び我が国に対する関心の増大にともない、海外における日本語学習熱は高まりつつあり、国際交流基金が1990年に実施した海外日本語教育機関調査によると海外の日本語学習者数は全世界で98万人となっています。この数字は同調査で対象に含めることのできなかつた地域の学習者あるいはテレビ・ラジオ放送による学習者等を含めると100万人を優にこえるものと推定されます。日本語の普及は我が国と諸外国との相互理解を深めるための重要な手段のひとつであり、我が国としてはこのような日本語学習熱の高まりにこたえるよう努力しなければなりません。従来、我が国は国際交流基金等を通じて海外における日本語普及事業を行なって参りましたが、かかる努力を継続するとともに、近年の日本語を学ぶために来日する外国人の数が急増している状況に鑑み、我が国国内における体制を更に整備をしていくことが急務となっています。

日本語教育振興協会はこのような目的のため1989年5月設立されたものであり、本書は同協会によって認定された日本語教育施設に関する情報を掲載しています。本要覧が、今後日本語学習のために来日される皆さんの一助となることを希望致します。

1992年12月

外務省文化交流部長

木村崇之

### **本要覧を利用される皆さんへ**

日本への入国の際の審査は各個人毎に行われるものであり、この要覧に掲載されている日本語教育施設における学習を理由として来日を希望する者の全てについて、日本への入国が保証されるものではありませんので、念のため御承知おき願います。



# 目 次

はじめに	(財)日本語教育振興協会会長	中 川 秀 恭	3
ごあいさつ	文部省学術国際局長	長谷川 善 一	5
	法務省入国管理局長	高 橋 雅 二	7
	外務省文化交流部長	木 村 崇 之	9
<b>1. 導入編</b>			
(1)	日本語教育振興協会とは		3
(2)	本書の利用にあたって		4
(3)	日本語教育施設の運営に関する基準について		7
<b>2. 参考資料編</b>			
(1)	日本の教育制度の概要		17
(2)	大学入学資格及び大学入学試験		21
(3)	日本語教育施設の入学手続と日本への入国・在留手続		24
(4)	日本での生活		30
<b>3. 施設概要編</b>			
(1)	協会維持会員施設紹介 (地域別)		
	A 北海道・東北地区		36
	B 関東・甲信越地区		48
	C 東京地区		120
	D 東海・北陸地区		342
	E 近畿地区		370
	F 中国・四国・九州・沖縄地区		440
(2)	その他の協会認定日本語教育施設一覧		478
(3)	大学別科一覧		479
<b>4. 索引編</b>			
			482

---

---

# 1 導 入 編

---

---



## (1) 日本語教育振興協会とは

日本と諸外国との国際交流の進展に伴い、日本語学習を希望する外国人が増加しています。特に、ここ数年来、日本においてもこれら外国人を対象とする日本語教育施設の増加が顕著となってきています。明確な教育目標を持ち、質の高い教育が行われている施設もありますが、中には日本語教育の教育条件や施設が著しく劣悪であるとか、その運営等に問題があるなどにより、学生に迷惑をかけるような施設も出てくるようになり、社会問題にもなっています。

このような問題ある施設を排除し、日本語教育の質の向上を図り、真に日本語を学習する方々が安心して質の高い日本語教育が受けられるようにするため、1988年12月、文部省の調査研究協力者会議が法務省や外務省の協力も得て、「日本語教育施設の運営に関する基準」を取りまとめました。

この「基準」に適合する日本語教育施設の認定を行い、併せて教職員の研修や調査研究を行うことにより、日本語教育施設の質的向上を図ることを目的とする団体として、日本語教育振興協会が日本語教育施設関係者の有志や日本語教育の専門家の方々などの御尽力により、1989年5月に設立されました。当協会は、1990年2月には、文部大臣及び法務大臣から財団法人として許可され、その後、外務大臣からも許可を受けています。

当協会は、設立後直ちに、日本語教育の専門家、関係省庁の担当者、その他学識経験者より構成された審査委員会を組織し、日本語教育施設の厳正な審査を行い、教育条件が良好であり、日本語教育を行うことが適当なものとして、1992年10月末までに510施設を認定しました。

現在、日本において専ら日本語の教育を行う施設で、就学生、留学生を受入れるものにあっては、当協会の実施する専修学校教育及び各種学校教育の基準に準じた内容を持つ「日本語教育施設の運営に関する基準」に適合するか否かの審査を受け、この「基準」に適合するものと認定を受けていることが前提となっています。

この審査・認定事業と併せて、当協会では、認定された日本語教育施設を中心に掲載した要覧の作成と国内関係機関及び世界各国への情報提供、日本語教材の研究開発、日本語教員等の研修会の開催、就学生に対する生活指導の充実及び日本語弁論大会の開催等の諸事業を行っています。

当協会は、文部省、法務省及び外務省の監督、指導や援助を得ながら、日本語教育施設の水準の維持向上を図るため、中核的役割を果たすことが期待されています。しかしながら、未だ生まれて間もない団体であるため、関係する皆様方にはあたたかい御支援を引き続きお願いする次第です。

## (2) 本書の利用にあたって

### 1. 本書の編集方針

当協会は、平成元年以来、我が国における日本語教育施設について、真に日本語の学習を希望する外国人が安心して日本語を学習できる環境・条件を備えているかどうか厳正な審査を行ってきました。本書では、この審査により1992年10月末現在、収容定員等の変更により再審査を要するものを含め基準に適合すると認定された施設のうち、当協会の維持会員を中心に、施設の概要を紹介するものです。また、維持会員になっていない施設についても、名称及び所在地一覧を掲載しています。

なお、当協会の審査は、文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、文部省、法務省及び外務省の協力の下に行っています。

また、要覧は、日本語版、英語版及び中国語版に分冊して編集しています。

### 2. 参考資料編について

日本の教育制度の概要、日本の大学へ入学する場合の入学資格及び入学試験、日本語教育施設への入学手続及び日本への入国・在留手続等についての注意事項等を概説しています。日本語教育施設への入学を希望する場合は、事前によく理解しておいてください。

### 3. 施設概要編について

(1) 当協会維持会員施設については、各施設の概要について次のように紹介しています。

- ① 認定施設の所在地により、全国を6つのブロックに分け、各ブロックごとに北から順番に配列しています。
- ② 各施設の紹介は、それぞれの施設から提出された資料により編集しています。  
なお、個別の内容についての詳細は、各施設にお問い合わせください。
- ③ 記載事項に関する留意点

i) 設置者の種別：

日本語教育施設を設置する主体は何であるかを示したもので、学校法人、民法法人など法律に基づき設置され、文部省等の監督を受けるもの、株式会社、有限会社など営利企業が主体となるもの及び特に監督官庁を持たない任意の団体、個人等があります。

ii) 日本語教育施設の学校教育法上の位置付け：

ここで表記される学校の位置付けは、学校教育法上の専修学校、各種学校のいずれかであるかを示すとともに、学校教育法上の位置付けのないものについては、「その他」と記載しています。

- 「専修学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間800時間以上、常時40人以上の生徒を有する学校
  - － 専門課程（高等学校，高等専修学校（3年制）卒以上が入学資格）
  - － 高等課程（中学校卒業以上）
  - － 一般課程（入学資格限定なし） の区分があります。

- 「各種学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間680時間以上、入学資格の限定のない学校

iii) 教員数、現在生徒数及び在学生の主な出身国・地域：

1992年7月1日現在の状況を記載しています。

1991年度卒業生数は、1991年4月から1992年3月までの1年間に卒業した者の数を列記しています。

iv) 設置コース：

各施設を設置する日本語学習のコースを示しています。スペースの制約上、3コース以上のコースがある場合は、それを「上記以外のコース」としてコースの名称を記載しています。

また、それぞれのコースの対象（又は目的）を（ ）内に記載しています。これらのコースに関する詳細については各施設に照会してください。

v) 生徒納付金：

「授業料」、「その他」は、就学期間を通算した総額を示しており「その他」

は教材費等の授業料以外に必要な経費を示しています。

vi) 教室数：

日本語教育の授業を行う教室の合計数を示しています。また、LL教室がある場合は、その数を外数で示しています。

vii) 図書数

日本語教育に関する文献の合計数を示しています。

viii) 学生寮：

学生寮の有無を示しています。また、学生寮がある場合は、入居の際要する経費を月額で示しています。

(2) 1992年10月末までの当協会認定施設で、1992年度維持会員となっていない施設については、それぞれの名称及び所在地を「その他の認定日本語教育施設一覧」として掲載しています。

(3) 大学における日本語教育組織については、特に大学別科についてそれぞれの名称及び所在地を「大学別科一覧」として掲載しています。

#### 4. 索引編について

1992年10月末までの当協会の認定施設について、索引を掲載しています。協会の維持会員施設については、※印を付して掲載頁を示し、その他の施設については掲載頁のみを付しています。

なお、日本語名称については、アルファベット順に配列されています。

### (3) 日本語教育施設の運営に関する基準について

1988年12月23日に「日本語教育施設の運営に関する基準について」を文部省におかれた日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議がとりまとめました。

日本語教育振興協会が個々の日本語教育施設を審査するに際しては、このとりまとめで示された基準に適合するかどうかを判定しています。

その基準は、以下のとおりです。

#### 日本語教育施設の運営に関する基準について

昭和 63 年 12 月 23 日

日本語学校の標準的基準に  
関する調査研究協力者会議

- 1 近年における我が国の国際的地位の向上や、留学生受入れ十万人計画の推進などに伴い、日本語の学習を希望する外国人の数が急増している。また、その日本語学習の目的も、高等教育機関への留学や、日本の文学、芸術、芸能等の研究などのためのみではなく、実務的な知識の習得や技術研修、あるいは日本企業への就職のためなど極めて多様化している。
- 2 このような事情を背景として、最近、日本国内においてこれらの者を受け入れ、日本語教育を行う施設の数や学習者数が急増しつつある。文化庁国語課の調査によれば、昭和62年11月1日現在、日本国内において日本語教育を行っている機関の数は496機関に上っており、合計4万3千人に上る者がこれらの機関で日本語を学習している。このう



ち、過半数の255機関が大学等を除くいわゆる一般の日本語教育機関であり、全学習者数の約80%に当たる約3万5千人が、これらの日本語教育機関で日本語を学習している状況にある。これを5年前の昭和57年10月1日現在と比較すると、機関数で約58%の増、学習者数では約77%の増となっている。なお、これらの中には、大学入学志望者を対象とするものから成人一般、技術研修生、外国人子弟、宣教師等を対象とするものまで、多様なものが含まれている。特に、最近においては、大学進学希望者以外の日本語学習希望者が急増しているのが実情である。

3 21世紀に向けての教育の国際化の進展の中で、真に我が国での勉学を希望し、日本語の学習に励もうとする外国人は積極的に受け入れて行く必要があるが、それを受け入れる日本語教育施設は、名実ともに外国人に日本語を教育する施設としてふさわしいものでなければならない。従来、これらの一般の日本語教育機関のうち相当部分のものは、自由な民間事業として、日本語教育施設としての基準もなく、その自主性にゆだねられてきたところであり、急増する日本語教育施設の中には、教育水準や経営に問題があると指摘されるものや就学生の不法就労等の『かくれみの』となっているのではないかと指摘されるような状況も出てきている。

4 このような状況にかんがみ、教育的観点に立って、日本語教育施設の質的向上を図り、真に日本語の学習を希望する外国人が安心して日本語を学習できるような環境を整備するためには、これらの日本語教育施設の運営に関する何らかのガイドラインを設けることが必要であると考えらる。

5 本協力者会議は、このような観点から、本年7月に第1回会議を開催し、以来これまでワーキング・グループ会合を含め8回の会議を重ねるとともに、日本語教育施設の現地視察や文部省、法務省、外務省、東京都等関係行政機関から説明を受けるなど鋭意検討を進めてきた。

6 本協力者会議としては、現在様々な目的で設置されている日本語教育施設のうち、特